

2015年(平成27年)施行予定の新相続税制のポイントについて

バブル期以降の相続税負担軽減の流れは、2010年税制改正以降は負担強化の方向へ転じています。一連の税制改正は相続税対象者の拡大を意図しており、その影響は2015年に一気に顕在化する見込みです。最終的に課税されなくとも、新たに申告義務が発生するケースは爆発的に増える予想されます。そこで、ここでは2010年以前の旧税制との比較によって、新相続税制のポイントを説明することとしましょう。

1. 小規模宅地特例による控除額 (対象土地の遺産分割割合は別紙参照)

	軽減率	特例適用前		特例適用部分	
		面積	評価額	適用面積	控除額
内 特定居住用	80 %	132.00㎡	40,339 千円	0.00㎡	0 千円
内 特定事業用	80 %	0.00㎡	0 千円	0.00㎡	0 千円
内 賃貸事業用	50 %	88.00㎡	22,052 千円	88.00㎡	11,026 千円
対象不動産全体		220.00㎡	62,391 千円	88.00㎡	11,026 千円

- ※1. 2010年以降、対象地の遺産分割方法により控除額が大きく変化する制度となっています
- ※2. 居住用宅地の面積条件緩和、特定居住用と特定事業用の完全併用を組み込んでいます
- ※3. 条件の厳格化と緩和措置が交錯していますので、旧税制と大きく異なる可能性があります

1. 小規模宅地特例による控除額 (対象土地の遺産分割割合は別紙参照)

	評価額	特例・控除額 (-)	控除後評価額
不動産評価総額	77,391 千円	▲ 11,026 千円	66,365 千円
現預金その他総額	30,000 千円		30,000 千円
生命保険	5,000 千円	▲ 5,000 千円	0 千円
死亡退職金	0 千円	0 千円	0 千円
小 計	106,691 千円	▲ 16,026 千円	90,665 千円
債務・その他	▲ 5,700 千円		
課税評価額	106,691 千円	▲ 16,026 千円	90,665 千円
基礎控除		▲ 54,000 千円	
課税遺産総額			36,665 千円

1. 小規模宅地特例による控除額 (対象土地の遺産分割割合は別紙参照)

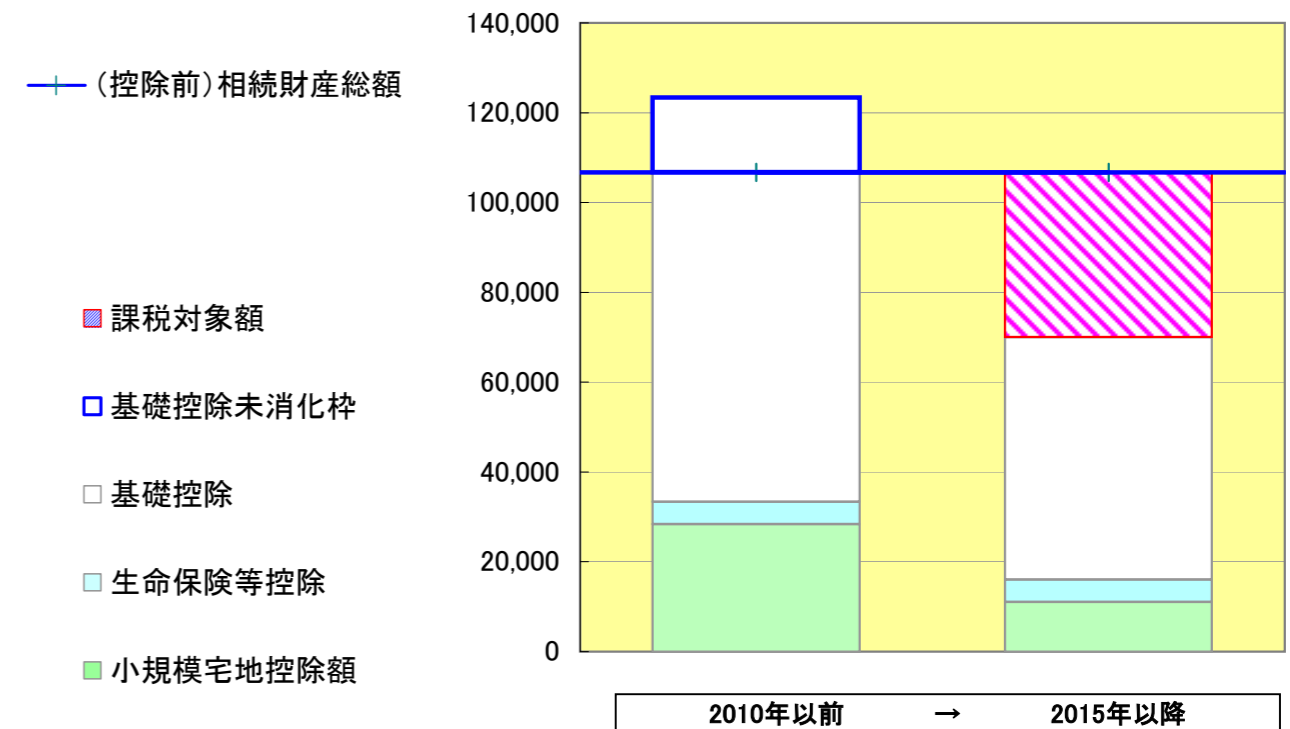
	法定割合A	相続額B	税率C	控除D	B×C-D	税 額 (A×E)	2割加算
配偶者							
長男	33%	12,222	40%	1,700	3,189	2,881	
長女	33%	12,222	40%	1,700	3,189	2,881	
次男の第1子	17%	6,111	30%	700	1,133	1,441	
次男の第2子	17%	6,111	30%	700	1,133	1,441	
				相続税総額 E	8,644		0

法定相続割合を適用	
相続税総額	8,644 千円
配偶者控除	0 千円
加算額	0 千円
課税総額	8,644 千円

配偶者への相続額が160百万円までは非課税となりますので、配偶者の相続割合を増やせば税額が減少するケースがあります。

但し、2次相続の課税も強化されており、特に2次相続で小規模宅地特例の適用が受けられなくなる恐れがある場合は不用意に配偶者の相続割合を増やすのはリスクが高いと思われます。

	2010年以前	2015年以降
基礎控除上限額	90,000 千円	54,000 千円
小規模宅地特例による控除額	28,360 千円	11,026 千円
課税遺産総額	0 千円	36,665 千円
相続税総額	0 千円	8,644 千円
課税額(配偶者控実施後)	0 千円	8,644 千円
相続税の申告は?	必要	必要



- ・このシートは、ここまでの計算結果を要約したものです。詳細は各頁をご参照下さい
- ・旧税制については一般的な条件で自動計算したもので、実際とは異なる可能性があります。
- ・具体的な相続税額の試算は「遺産分割案」シートで行ってください
- ・これは簡易計算です。正式に税額等を知りたい場合は税理士等へご確認ください